

島根県報

第一、四三八号

(金曜日)

平成十五年一月二十四日

告示
示

島根県告示第四十九号

告示

目次

換地計画書の縦覧（三件）

土地改良事業施行の同意

県営土地改良事業の工事の完了（三件）

保安林の指定（二件）

保安林予定森林

漁業災害補償法の規定に基づく同意

漁船損害賠償加入区の一部改正

土地収用法の規定に基づく事業の認定

公告

公共測量の終了

開発行為に関する工事の完了

都市計画変更の図書の縦覧

確知できない宅地建物取引業者の所在

人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

正誤

平成十四年九月二十日付け島根県報第一、四〇四号中

（漁港課）

八

（用地対策課）
（漁業管理課）
（用地対策課）

五
四
三

島根県告示第五十号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、

県営土地改良事業に伴う飯石北地区郷小原工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に

対して異議申立てをすることができる。

平成十五年一月二十四日

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書

島根県報

- 二　縦覧の期間
平成十五年一月二十四日から二十一日間
- 三　縦覧の場所
海士町役場

島根県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う隱岐島前地区尾船工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができる。

平成十五年一月二十四日

島根県知事　澄田信義

一　縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二　縦覧の期間

平成十五年一月二十四日から二十一日間

三　縦覧の場所

海士町役場

島根県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十五年一月二十四日

島根県知事　澄田信義

島根県告示第五十四号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第

事業主体名	事業業名	同意年月日
斐川町	斐川地区農道事業 (田園空間整備事業)	平成十五年一月十五日

島根県告示第五十三号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年一月二十四日

島根県知事　澄田信義

事　業　名

完了年月日

山下地区（第一工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業）

平成九年三月十三日

山下地区（第二工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業）

平成十四年三月十一日

山下地区（第四工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業）

平成十四年三月十三日

山下地区（第五工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業）

平成十四年三月十三日

山下地区（第六工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業）

平成十四年三月十三日

山下地区（第七工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業）

平成十四年三月十一日

百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年一月二十四日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
道川地区(第一工区) 区画整理事業(県営ほ場整備事業)	平成十四年三月十一日
道川地区(第二工区) 区画整理事業(県営ほ場整備事業)	平成十四年三月四日

島根県告示第五十五号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年一月二十四日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
朝倉地区(第二工区) 区画整理事業(県営ほ場整備事業)	平成十四年三月十三日

島根県告示第五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年一月二十四日

島根県知事 澄田信義

一(一) 保安林の所在場所 隠岐郡西郷町大字加茂字奥河原六四三 (二) 指定の目的 土砂の流出の防備 (三) 指定施業要件 1 立木の伐採の方法 (1) 主伐は、択伐による。	一 保安林の所在場所 邇摩郡仁摩町大字大国町字ウルシ原七六三、字西山三二〇の一の 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備 三 指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて総覽に供する。)
---	---

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 1 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 1 保安林の所在場所
 - 2 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - 3 指定の目的
- (3) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 1 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 1 立木の伐採の方法
 - 2 立木の伐採による。
- (4) 綜覧に供する。)

島根県告示第五十八号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年一月二十四日

島根県知事 澄田信義

- (1) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 立木の伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 1 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 1 立木の伐採の方法
 - 2 立木の伐採による。
 - 3 指定の目的
- (2) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 1 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 1 立木の伐採の方法
 - 2 立木の伐採による。
- (3) 綜覧に供する。)
- 島根県告示第五十九号**
- 次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）第一百八条第二項の規定による同意があつたと認めたので、同条第五項において準用する同法第二十五条の二第四項の規定により告示する。
- 平成十五年一月二十四日
- 島根県知事 澄田信義
- (1) 加入区の名称
- 1 美保関町加入区
 - 2 加入区の区域
 - 3 漁業の区分
- (2) 加入区の名称
- 1 島根町加入区
 - 2 加入区の区域
 - 3 島根町漁業協同組合の地区の区域
- (3) 漁業の区分
- 漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成十四年島根県告示第十九号。以下「加入区設定告示」という。）の一の項漁業の区分欄19に掲げる漁業の区分
- (4) 加入区設定告示の一の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

(三) 加入区の名称	八(一) 加入区設定告示の十六の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分
(二) 平田市加入区	八(二) 加入区の名称
(二) 加入区の区域	八(三) 加入区の区域
(三) 平田市漁業協同組合の地区の区域	八(四) 加入区設定告示の五の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分
(二) 漁業の区分	八(五) 加入区の名称
(二) 仁摩町加入区	八(六) 仁摩町加入区
(二) 加入区の区域	八(七) 仁摩町漁業協同組合の地区の区域
(三) 漁業の区分	八(八) 漁業の区分
(二) 浜田市加入区	八(九) 加入区設定告示の十七の項漁業の区分欄3及び7に掲げる漁業の区分
(二) 加入区の区域	八(十) 加入区の名称
(三) 浜田市漁業協同組合の地区の区域	八(十一) 漁業の区分
(二) 漁業の区分	八(十二) 加入区設定告示の二十の項漁業の区分欄5及び6に掲げる漁業の区分
(二) 三隅町加入区	八(十三) 加入区の区域
(二) 加入区の区域	八(十四) 漁業の区分
(三) 三隅町漁業協同組合の地区の区域	八(十五) 加入区設定告示の十四の項漁業の区分欄2、3、8及び9に掲げる漁業の区分
(二) 加入区の名称	八(十六) 加入区の区域
(二) 中村加入区	八(十七) 中村加入区
(三) 中村漁業協同組合の地区の区域	八(十八) 中村漁業の区分

島根県告示第六十号

漁船損害補償加入区（昭和三十五年島根県告示第九百五十六号）の一部を次のとおり改正し、平成十五年一月二十四日から施行する。

平成十五年一月二十四日

島根県知事 澄田信義

「黒木」 知夫郡黒木村大字別府、大字宇賀一円
表中 美田 '' 黒木村大字美田 を「西ノ島町」 隠岐郡西ノ島
浦郷 '' 西ノ島町大字浦郷一円

町」に改める。

島根県告示第六十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十五年一月二十四日

島根県知事 澄田信義

であると考えられる。

一起業者の名称

松江市

事業の種類

大野地区農業集落排水緊急整備（処理場建設）事業

起業地

収用の部分

島根県松江市大野町地内

使用の部分

事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

大野地区農業集落排水緊急整備（処理場建設）事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第三条第三十一号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎等」に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業の起業者である松江市は、集落排水事業特別会計において、国庫補助金、

地方債及び分担金により既に財源措置を講じていて、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

(3) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

① 本件事業の施行により得られる利益は、し尿及び生活雑排水が浄化処理されることによる公共用水域の水質保全及び地域の生活環境の改善並びにそれらの効果としての農業生産力の向上、地域の定住化・活性化の促進及び渴水時における水源としての利用の実現等である。

② 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定に当たり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討したこと結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していること等から、軽微なもの

四 収用の部分

(4) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第二十条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第一十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

松江市役所

公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は、平成十四年十二月九日に終了した旨出雲市駅周辺地区土地整理事業施行者（代表者 出雲市長）から通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十五年一月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類

公共測量（出雲市駅周辺地区土地整理事業出来型確認測量）

二 作業期間

平成十三年十二月一日から平成十四年十二月九日まで
三 作業地域
出雲市今市町、今市町南本町、塩治町の各一部地域

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年一月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 開発区域

八束郡東出雲町大字揖屋町字崎田二、七五一番地四七 外六筆
面積 一〇、四一二・六三平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県鳥取市南吉方一丁目八七番地

ミサワホームサンイン株式会社 代表取締役 金澤泰治

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

仁多町公共下水道

二 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

次の宅地建物取引業者の所在を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。
当該宅地建物取引業者から平成十五年二月二十三日までに所在の申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成十五年一月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 宅地建物取引業者の名称及び代表者の氏名
有限会社住まい建設

代表取締役 小豆澤茂

二 宅地建物取引業者名簿に登載された事務所の所在地
島根県松江市西川津町二六六三一六

三 宅地建物取引業者名簿に登載された代表者の所在
島根県松江市雜賀町一六九

人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年一月二十四日

島根県人事委員会委員長 中村寿夫

島根県人事委員会規則第二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年島根県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三警察の項中「監察官」を「室長（課に置かれた室を除く。）」に、
「監察官」を「室長（課に置かれた室に限る。）」に改める。

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

正誤

平成十四年九月二十日付け島根県報第一、四〇四号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ 段 行 誤 正

四 上 終りから六 一八〇番地三 五三八番地

平成十五年一月二十四日印刷

発行者

島

根

県

印刷所
松江市殿町
市学園南
松島陽根
印刷所
定価一箇月
金一千四百二十円
(送料共)

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)